

一般競争入札公告

沖縄県が発注する「沖縄県庁総合案内業務」について、一般競争入札に付すので、次のとおり公告する。

令和6年2月16日

沖縄県知事 玉城 康裕

- ※ 沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に基づく契約である。
- ※ 翌年度以降において当該契約にかかる歳入歳出予算について減額又は削除があった場合は当該契約は解除する。
- ※ 当該契約は、県の令和6年度予算の成立を前提としたものであり、予算成立後に効力を生じるものである。県議会において予算案が否決された場合、契約を締結しないことがある。

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称 沖縄県庁総合案内業務
- (2) 委託業務の内容等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間 令和6年4月1日～令和9年3月31日
- (4) 履行場所 沖縄県本庁舎1階総合案内室 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

2 入札参加資格

本件にかかる入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 入札説明書及び仕様書等の条件を満たしている者であること。
- (2) 県内に本社、支社、支店、営業所等を有すること。
- (3) 過去2箇年の間に、国（独立行政法人、公社、及び公団を含む）又は本県若しくは県内の地方公共団体と同種、同規模の契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した又は履行していること。

3 入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定に該当する者及び同条第2項に該当すると認められる者で、知事が定める入札参加停止期間を経過していない者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員と関係を有している者

4 入札参加資格の確認等

- (1) 本件業務に係る入札に参加を希望する者は、別に配布する「一般競争入札参加確認申込書」及び関係資料を持参または書留郵便により提出すること。（ただし、不備等がある場合、受付期間内に補正しなければならない。）
- (2) 申請書類の受付場所
沖縄県子ども生活福祉部消費・暮らし安全課
〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2187
- (3) 申請書類の受付期間
令和6年2月16日（金）から同年2月26日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (4) 審査結果は、令和6年2月28日（水）送付の郵便等により通知する。

5 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和6年3月5日（火）午前11時00分
- (2) 場所 沖縄県庁3階 第5会議室

6 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を3月4日（月）午後5時まで4(2)の場所に納付すること。
ただし、次のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合。

7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影若しくは重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合又はその他不正の行為があった入札
- (8) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (9) 入札保証金が所定の金額に達しない者のした入札
- (10) 一般競争入札参加資格の確認を受けた者の入札であっても、開札時において一般競争入札参加資格要件を満たさない者のした入札

8 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 開札した場合において落札者がいない場合は、再度入札を行う。この場合において、再度入札は直ちにその場で行うものとする。なお、再度入札は2回までとする。
- (4) 再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約ができるものとする。

9 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 契約保証金

落札者は、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第101条の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

ただし、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 競争入札に参加しようとする者が、保険会社との間に沖縄県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。
- (2) 競争入札に参加しようとする者が、国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て履行し、かつ契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

11 本案件に関する質問・回答

質問については、質問書に質問事項を記載のうえ、以下のとおり提出するものとする。質問事項がなければ提出は不要とする。なお、簡易な質問であれば電話で受け付ける。

- (1) 提出期限 令和6年2月20日(火)15時まで
- (2) 提出場所 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁3階
沖縄県子ども生活福祉部消費・暮らし安全課(担当:外間)
TEL 098-866-2187 FAX 098-866-2789
E-mail: aa024007@pref.okinawa.lg.jp
- (3) 質問書の提出方法
持参、書留郵便(到着確認が可能な手段に限る)、FAX及び電子メールによる。
提出期限が過ぎたものは受け付けない。なお、提出された書類は返却しない。
- (4) 回答方法
質問に対する回答は、令和6年2月22日(木)17時までに沖縄県子ども生活福祉部消費・暮らし安全課ホームページで公表する。ただし、質問がない場合は公表しない。

12 その他必要な事項

- (1) この公告に定めのない事項については、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令及び沖縄県財務規則の定めるところによる。
- (2) その他詳細については、入札説明書による。